

2026.4.24

後継者が2人の場合の事業承継税制 (特例措置)の落とし穴

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

現在、会社の発行済議決権株式のうち、私が70%、妻が30%を保有しています。今後、会社を2人の子どもの承継したいと考えており、私の保有株式のうち、長男に50%、次男に20%をそれぞれ贈与する予定です（贈与後は、長男50%・次男20%・妻30%となる見込みです）。この場合、2人とも事業承継税制（特例措置）を利用することはできますか？

A

キド先生からの回答

事業承継税制（特例措置）では、後継者は最大3人まで対象とすることができますが、適用を受けるためには主に次の要件を満たす必要があります。

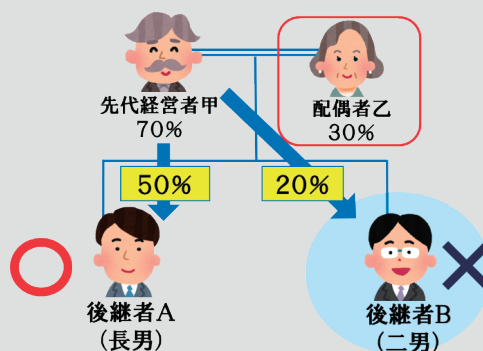
【主な要件】

- 特例承継計画に後継者として記載されていること
- 各後継者が議決権の10%以上を保有していること
- 同族関係者で総議決権の過半数を保有していること
- 各後継者が、他の後継者を除いた同族関係者の中で「筆頭株主」であること

ご質問のケースでは、贈与後の持株割合は「長男50%・次男20%・妻30%」となります。

この場合、長男は最も多くの議決権を保有しており、要件を満たすため特例措置の適用が可能です。

一方、次男は他の同族関係者（妻30%）よりも持株割合が低く、「筆頭株主」の要件を満たさないため、特例措置の適用を受けることができません。したがって、現状のままでは2人同時に特例措置を適用することはできず、適用できるのは長男のみとなります。



キド先生からのコメント

2人とも事業承継税制（特例措置）を利用したい場合には、事前に株式の持分割合を見直す必要があります。例えば、配偶者が保有する株式の一部を後継者に移転するなどして、それぞれが「筆頭株主」となる条件を満たすよう調整することが考えられます。ただし、具体的な分割方法や適用可否は個別事情により判断が分かれるため、制度の詳細を踏まえた慎重な検討が必要です。実行にあたっては、顧問税理士などの専門家に相談しながら進めることをおすすめします。

